

本仕様書は「福岡地区における SDGs をテーマとした観光推進事業」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡地区観光協議会(*)と締結するもの。

(*)福岡地区観光協議会の会員は下記のとおり。

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市、福岡観光コンベンションビューロー、大野城市にぎわいづくり協議会、太宰府観光協会、篠栗町観光協会、糸島市観光協会の計 22 団体(17 市町、5 観光協会)であり、「福岡地区」は上記 17 市町に相当。

1 委託件名

福岡地区における SDGs をテーマとした観光推進事業

2 目的

観光需要が回復する中で、都心部に集中する観光客を分散させ、福岡地区内の周遊促進を図る必要がある。このことから、福岡地区内の観光スポットを巡りながら、魅力の発見・再発見をしてもらうことを目的に、観光客の周遊観光を促進するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日(金)まで

4 履行場所

福岡市等

5 委託概要

「福岡地区における SDGs をテーマとした観光推進事業」として、環境や地域に配慮するニーズが高まっている現状を踏まえ、資源の有効活用、地産地消、地域文化と伝統の保護等、様々な切り口からテーマ性を持たせたプロモーションを実施し、来訪者の福岡地区内の周遊観光を促進することを目的とするもの。具体的には、SDGs をテーマとしたモデルコースを開発し、誘客を促進する情報発信を行うこと。ターゲットは全世代とするが、メインターゲットは「福岡を含む九州圏からのファミリー層」とするもの。

(1)周遊モデルコースの開発

周遊の関心を高め、実際に訪れてみたくなるようなモデルコースを少なくとも 3 つ以上開発すること。モデルコース毎に SDGs に関連するテーマを設定し、各テーマに紐づくコンテンツを、福岡地区から選定(各市町のコンテンツは同数とすること)すること。なお、コンテンツの選定にあたっては、各市町の推進する施策や公益性の高い取組みなどから選定すること。

(2)デジタルリーフレット・SNS 投稿の制作

(1)のモデルコースを掲載したデジタルリーフレットを制作すること。また、モデルコースを SNS (Instagram 用、X 用)に掲載することを想定した投稿文と写真を媒体ごとに制作すること。使用する言語については、日本語とすること。

①デジタルリーフレットについては、本事業のコンセプトとともに、(1)のモデルコースを移動も含めた形で紹介し、写真付きでデザイン性のあるページ構成とすること。また、各自治体や観光協会等のホームページに掲載することを主たる利用方法とするが、紙に印刷して配布することも想定して、見やすい構成や色づかい、フォント使用とすること。サイズは配布する際を想定した適切なサイズとすること。

②SNS 投稿文については、発信する SNS(Instagram 用、X 用)に合わせた短文と写真とすること。またデジタルリーフレット及び SNS に掲載するモデルコースのコンテンツについては、取材及び写真撮影等が必要な店舗や施設(以下、「取材先」という。)を直接訪問すること。取材に係る留意事項については下記のとおり。

- ・取材先を直接訪問し、取材および写真撮影を行うこと。自治体からの提供等がある場合は、この限りではない。
- ・取材にあたっては、訪問等のアポイント調整を含め、取材や原稿、福岡地区内市町の HP や SNS アカウント(Instagram 用・X 用)への掲載等に関する同意を得ること。
- ・取材・撮影に係る一切の費用(交通費、飲食費、撮影許可に要する費用等)については、全て委託料に含むものとする。

(3)情報発信及びプロモーション

情報発信については、履行期間内で、最も効果的・効率的に訴求できる時期を選定すること。ただし履行期間の残り3ヵ月内にならないこと。またプロモーションの手法については、実際の訪問につながるようなプロモーション手法を示すこと。

(例:デジタルスタンプラリーなど訪問の促進につながるようなキャンペーンの実施とともにデジタルを活かして実績を KPI で示せる など)

(4)自由提案

上記(1)～(3)に加え、福岡地区内の認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

(5)効果検証

(3)で提案した手法による成果指標や自由提案に基づく成果指標を示すこと。

【必須提案項目】

①デジタルリーフレットの全体イメージ案

コンセプト・概要・ページ割のイメージ案を提案すること。

②モデルコース・SNS 投稿文の制作

- ・ターゲットに訴求するような SDGs をテーマとした周遊モデルコースを、概要・コンセプトを含め、コンテンツを5カ所程度盛り込み、1つ提案すること。

※モデルコースは移動も含めた1日でまわれるものとする。

- ・SNS 投稿文は前述のコース1つについて投稿文・イメージ写真とともに提案すること。

③情報発信及びプロモーション

具体的な手法や実施時期・期間、提案内容に応じた KPI を示すこと。

6 成果品等

(1) デジタルリーフレット

デジタルリーフレット及び SNS 投稿用の文章と写真のデータが保存された CD-ROM を福岡地区観光協議会の各会員に提出するとともに、事務局保存用として1部提出すること。なお、デジタルリーフレットのファイル形式は、ai 形式及び PDF 形式の 2 種類とし、文章データは word、excel 等、編集可能な形式とすること。

(2) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課のほか、福岡地区観光協議会の会員。

7 留意事項

(1) 業務内容について

- ①この委託契約に係る業務の遂行に当たっては、事務局と十分な協議及び連絡体制を図ること。
なお、制作物の校正確認については、初稿から最終まで最低 3 回確認を行うこと。
- ②この委託契約に係る画像等の権利関係について必要な手続きは、受託者において対処すること。

(2) 成果品の諸権利について

- ①この委託契約に係る成果物は、福岡地区観光協議会に帰属するものとする。
- ②福岡地区観光協議会は、成果品の一部について差し替え、本仕様書に記載の用途に限り削除及び追加の必要が生じた場合には、その改変を行うことができるものとする。
- ③福岡地区観光協議会は、成果品の全部または一部を、本仕様書に記載の用途に限り事業者等に提供することができるものとする。
- ④福岡地区観光協議会は、成果品をほかの広報物に使用できるものとする。

(3) 責任について

- ①この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- ②成果品を事務局へ提出した後において、瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において、適切に対処すること。
- ③この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、事務局と受託者が協議の上で決定するものとする。

(4) その他

- ①支給したデータの全部又は各素材を外部に転載してはならない。
- ②受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で、知り得た情報又は秘密について、福岡地区観光協議会の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の

維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報 を 正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。